

議案第十三号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例
第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（組合休暇）

第十八条の二 教育委員会は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事するため、
勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、組合休暇を承認す
るものとする。

2 組合休暇は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で特別区人事委員会規則
で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の
加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認めら

れるものに従事する場合に限り、承認するものとする。

3 組合休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、三十日を限度として承認するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、組合休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

2 平成十九年十二月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区幼稚園教
育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の二第三項の規定の適用につい
ては、同項中「三十日」とあるのは、「三十日を超えない範囲内で教育委員会規則で定
める日数」とする。

(提案理由)

組合休暇を制度化する必要がある。